

住宅

市営住宅管理課 870-0480

市営住宅

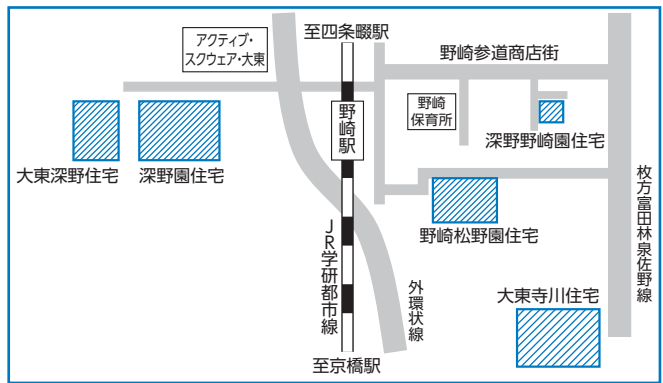
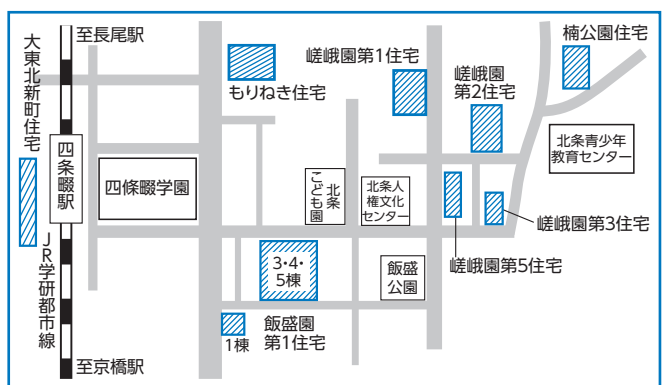
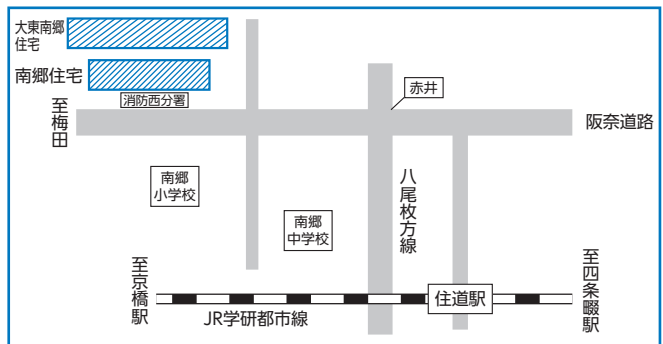
市営住宅は、公営住宅法に基づき、市が整備し管理する賃貸住宅です。

大東市では15団地2234戸の市営住宅があります。大東市内に住んでいるか勤務している人で、住宅に困っている人が応募することができますが、公営住宅法、条例などにより入居資格などの条件が定められています。(一部の住宅は市外可)

詳しくは募集の際に配布する「入居者募集案内」をご覧ください。(特定公共賃貸住宅・もりねき住宅・その他一部の住宅は随時募集しています)

募集を行う際には、広報「だいとう」や市ホームページでお知らせします。

市営住宅所在地



府営住宅

府営住宅は、大阪府内に住んでいるか勤務している人で、住宅に困っている人が応募することができます。

申込用紙は、募集期間中に市営住宅管理課で配布しています。

生活保護

生活福祉課 870-0473

生活保護の相談

病気・高齢などの理由で収入が減少したり、または、なくなったりして、世帯が生活に困っているとき、相談に応じます。

生活福祉資金の貸し付け

やむを得ない理由により、最低限度の生活維持が困難であって、緊急に必要な場合、貸し付けを行います。

ごみ収集

環境室 環境事業グループ 870-9265

ごみ収集と日程

家庭から出るごみは、①一般ごみ②資源ごみ(空き缶・空き瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)③燃えない小物(年間5回)④粗大ごみ(燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみ)に分別して出してください。

※粗大ごみは、予約制による収集です(P69の④粗大ごみをご覧ください)。収集は午前7時から順次行いますので、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください、交通の支障にならないように、決められた日・場所に午前7時までに出してください。

※燃えない小物(不燃小物)は、5月、7月、9月、11月、2月の年間5回の収集です。引っ越しなどにより一度に大量(11点以上)のごみを処分したいときは、直接ごみ焼却場(東大阪都市清掃施設組合 872-975-5341)に予約の上、持ち込むことができます(ごみ処理料金10キログラム当たり90円)。また、環境室へ申し込み、臨時ごみ(有料)として収集することができます。予約はお早めをお願いします。

ごみ収集カレンダー

ごみ収集カレンダーは、毎年各家庭に広報「だいとう」3月号と同時配布しており、市ホームページにも掲載しています。

紛失した場合は、市役所受付や公共施設にありますのでご利用ください。市内転居の場合、収集日が変わることがありますのでご注意ください。

ごみの分け方

①一般ごみ(45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください)

- 台所ごみ(生ごみ)などは、よく水を切ってください
- 新聞紙、雑誌、段ボール、衣類などは、ごみとして出さずに資源回収業者または集団回収に出し再利用に努めましょう
- 落ち葉、剪定(せんてい)枝は1回1袋のみの収集になります(量が多い場合は数回に分けて出すか、粗大ごみとして出してください)
- 週2回収集

②資源ごみ

空き缶・空き瓶

45リットル以下の透明または半透明の袋と一緒にに入れて出してください。

- 軽く水洗いして出してください
- スプレー缶、カセットボンベは使い切り、中身を出し切ってください

- 耐熱ガラス、乳白色の瓶、板ガラスは④粗大ごみ(燃えない粗大ごみ)か、45リットル以下の透明または半透明の袋に入れて③燃えない小物に出してください
- ビール瓶は販売店に引き取ってもらってください
- アルミ缶については、集団回収で出すこともできます
- 月1回収集

プラスチック製容器包装

45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください。

- マークが付いているもののみが対象です
- 中身を使い切ってから、軽く水洗いしてください(汚れの取れにくいものは一般ごみに出してください)
- 週1回収集

ペットボトル

45リットル以下の透明または半透明の袋に入れてください。

- マークが付いているもののみが対象です
- 軽く水ですすぎキャップとラベルを取り外してください(キャップとラベルはプラスチック製容器包装に出してください)
- 月2回

③燃えない小物(不燃小物)

- 45リットル以下のごみ袋に入る大きさのもので、金属、ガラス、陶器などの小物の燃えないもの(例:コップ・割れガラス・割れた蛍光管・電球・フライパン・鍋・カセットコンロ・茶碗・皿・コンセントを使用しない家電製品・傘など)
- 年間5回:収集月:5月・7月・9月・11月・2月
- 第2回目の月～土曜日(地域によって曜日が異なります)

④粗大ごみ(粗大ごみ受付センターへ予約してください)

粗大ごみ受付センター 870-5381

受付時間 月～金曜日(祝日も含む)午前9時～午後5時(12月30日～1月3日を除く)

- 証紙1枚ごとに「収集日」「氏名」「受付番号」を書いて全ての粗大ごみに貼ってください(無料の品目については不要な紙に書いて貼り付けてください)
- 1回の申し込みは10点までです(小物などはごみ袋に入れて出してください。1袋が1点です)
- 出す場所は、いつも一般ごみを出している場所です
- 燃える粗大ごみと燃えない粗大ごみを同時に申し込みできますが、出すときは分別して出してください
- 次の申し込みは、収集日の翌日からです

問い合わせ先

- 一度粗大ごみの電話予約をしたことがあれば、インターネットでの予約もできます。右記の二次元コードにアクセスしてください



手数料

- 最大の辺(直径)が30cmを超えないものは無料
- 最大の辺(直径)が30cmを超えかつ3辺の長さの合計が3m未満のものは300円
- 3辺の長さの合計が3m以上ものは600円
- 大東市証紙(粗大ごみ処理券)は、大東市役所市民生活部環境室(東別館2階)、大東市内のコンビニエンスストア(全ての店舗ではありません)などで販売しています。詳細については、大東市のホームページをご覧ください



燃える粗大ごみ

大部分が燃える材質のもの

- 木製家具、衣類ケースなどのプラスチック製品、布団、カーペット、多量の衣類など

燃えない粗大ごみ

大部分が金属など燃えない材質のもの

- ガス器具類、フライパンなどの金属製厨房器具、瀬戸物やガラスの破片、照明器具、石油ストーブ、電球、自転車など
- 家庭用電気製品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機を除く)
- スプリング入りマットレス、畳は処理の都合上、燃えない粗大ごみに出してください

※詳しいごみの出し方は、ごみ収集カレンダーをご覧ください、電話予約の際にお問い合わせください。

処理困難物

ごみとして収集できないもの

- タイヤ、バッテリー、仏壇、ピアノ、オートバイおよびその部品、自動車部品、移動用物干し台(土台がコンクリートのもの)、直径10センチ(厚み)を超える材木、スチール製ロッカー、金庫、パソコンなど
- 危険物:シンナー、燃料、ペンキ、消火器、油類(機械油・灯油など)、LPガスボンベ、花火、有害な薬品類など
- 建設廃材:増改築などで出るがれき、ブロック、コンクリート、土砂など
- テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機

※上記のものは市で収集処理できませんので販売店、専門業者に引き取ってもらってください。



◆小型家電・水銀使用廃製品

小型家電や水銀使用廃製品(蛍光灯、乾電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計)は、市内8か所の公共施設にある回収ボックスで回収しています。

小型家電は宅配回収(一部有料)もしています。

◆ペットボトル・紙パック

ペットボトルや紙パックは、スーパーの店頭や公共施設などでも回収しています。

◆動物の死体処理

飼い犬、猫など(有料)、のら猫など(無料)の死体処理を希望する場合は、環境室に連絡してください。

リサイクル

🔍 環境室 環境事業グループ ☎870-9265

◆集団回収の促進

市内の各種団体(自治会、子ども会など)で行われている資源物の集団回収に対し、1キロにつき3.5円の奨励金を交付しています。

新たに、集団回収を始めようとされる場合は、環境室までご連絡ください。

奨励金交付対象品目は次のとおりです。

- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・紙製容器包装・アルミ缶

◆堆肥化容器・生ごみ処理機の設置に対する補助金

生ごみの減量化、資源化を促進するため、コンポスト容器、電動式生ごみ処理機を購入された人に、補助金(コンポスト容器:購入価格の5分の4、限度額1万円。電動式生ごみ処理機:購入価格の2分の1、限度額1万円)を交付しています。受付は先着順です。

◆廃油の回収

植田油脂株式会社とリサイクル回収に関する協定を締結しました

- 温度が低くなった油をペットボトルに入れてください(サラダ油のボトルは使用しないでください)
- 市役所やスーパーなどに設置している回収ボックスに入れてください

回収場所は次の二次元コードをご確認ください



し尿の収集

🔍 環境室 環境事業グループ ☎870-9265

- し尿は、月2回の割合でくみ取りを行っています。収集日程は、環境室へお問い合わせください
- し尿くみ取りには登録手続きが必要です。毎年6月ごろに納入通知書とクリーン票を送付しますが、転入、転居時でくみ取りが必要なときはその時点で速やかに登録手続きをしてください。クリーン票は登録内容を見るためのものです。必ず貼っておいてください。既に登録済みの方で転居、転出、人数および便槽の種類などに変更が生じましたら、速やかに連絡してください
- し尿収集を円滑に行うため、迷惑駐車や通路に物を置いたり、くみ取り口の周りに樹木を植えたりしないでください

◆臨時収集(有料)

臨時収集を希望する2日前(土・日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く)までに、ご連絡ください。

なお、土・日曜日、祝日などは収集できません。

飼い犬・猫の管理

🔍 環境室 環境事業グループ ☎870-9625

◆飼い犬の登録・所在の変更など

- 犬を取得した日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内に、生涯に1回登録が必要です。
- 登録すると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。
- 犬の所在地・飼い主の住所変更や犬の死亡の際も届け出てください
- 飼い犬にマイクロチップを装着し、令和7年4月以降に国の指定登録機関に登録や変更届の手続きをした場合は、市の窓口での手続きは原則不要となり、マイクロチップが鑑札の代わりとなります。(国への登録時期や手続き内容により、鑑札の交付が必要となる場合があります)



いつでも! 誰でも! どこからでも!

大東市 暮らしのガイドブック

電子ブック案内



電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



外出時に
防災情報が気になった



地元目線の
観光情報を知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



◆狂犬病予防注射

登録は生涯1回ですが、狂犬病の予防注射は生後91日以上
の犬について、毎年1回の接種が必要です。接種後は「注射済
票」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

◆犬などの飼い方

- 必ずつないで飼いましょう
- 散歩などで外へ出るときは、他人に迷惑を掛けないよう
に、ふんの後始末は必ず飼い主が責任を持って処理してく
ださい
- 放し飼いはやめましょう
- 犬などのペットを捨ててはいけません

犬、猫などペット・動物の相談窓口

大阪府動物愛護管理センター 四條畷支所 ☎862-2170

有害鳥獣捕獲許可

みどり課 ☎870-0481

野生の鳥獣は他の動物に襲われたり、飢えや病気など様々
な理由で絶命することがあります。これも自然の摂理であ
り、たとえ保護する目的であっても、許可なく捕獲すること
はできません。

ただし、人の生活に害があり(有害)、捕獲以外に対策方法
がない場合にのみ、有害鳥獣の捕獲を許可します。なお、捕獲
及び捕獲後の処置は申請者が行うことになります。
詳しくはお問い合わせください。

水道

上下水道局 お客さまセンター ☎871-1193

◆各種届け出

- 次のようなときは、上下水道局お客さまセンターにお問い
合わせください。
- 水道の使用を止めるとき
 - 水道の使用を始めるとき
 - 所有者や使用者が変わるとき

◆水道料金の支払い

水道料金の支払い方法は、口座振替制と自主納付制の2種
類です。
支払いには口座振替が便利です。

◆検針にご協力を

- メーター検針ができないときは、水漏れの発見が遅れて多
額の請求になる場合がありますので、ご協力をお願いします。
- メーターボックスの上に車・植木鉢・洗濯機などを置か
ないでください
 - 犬は、検針の障害にならないところにつないでください
 - 家屋の増・改築によりメーターボックスが屋内や床下にな
るときは、市の指定工事業者に連絡し、屋外の検針業務
に支障のない所に移してください

◆受水槽・高置水槽の水をきれいに

上下水道局 水道施設課 ☎871-1195

- タンク内の清掃は、年1回以上行ってください

◆水漏れ・故障

- 道路での水漏れは、水道施設課へご連絡ください
- 敷地内または屋内の修理工事は、市の指定工事事業者へご
連絡ください
- 蛇口からの水漏れは、ほとんどがパッキ
ンの摩耗によるものです。パッキンは簡
単に取り替えできますので、止水栓を止
めてから行ってください



指定工事事業者

◆水道管に防寒対策を

- 寒さの厳しい季節には、水道管の凍結・破裂事故防止のため
の対策をしておいてください。
- 屋外で直接寒い風に当たる水道管には、保温チューブか布
を巻いて保温をしてください
 - 水道が凍って水が出ないときは、タオルをかぶせその上か
らぬるめのお湯で、ゆっくり溶かしてください

◆水道の新設・改造など

- 給水装置の新設・改造などの工事を行う場合は、市の指定
工事業者に工事を依頼してください。なお、工事を依頼す
る場合は、事前に見積もりを依頼し、工事内容・金額をご確
認ください

下水道

🔍 上下水道局 お客さまセンター ☎871-1193 上下水道局 下水道施設課 ☎871-1197

公共下水道が整備されると、家庭や地域の生活環境が改善され、河川の水をきれいにすると共に、美しい自然をつくれます。

また、浸水から生命・財産を守ります。

内容	担当
受益者負担金、水洗化工事の助成金・融資あっせん制度、下水道使用料	上下水道局 お客さまセンター
公共下水道事業の計画と工事、公共下水道施設の維持管理、排水設備工事計画確認申請に関すること、事業場排水の規制	上下水道局 下水道施設課

公共下水道整備区域外の大字龍間、大字北条、大字中垣内、大字寺川、寺川五丁目の一部の他、東部山麓部や山間部の区域では、川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境と街並みを作るために、公共下水道に代わる施設として、戸別の「合併浄化槽」を市で設置しています。要件により市で設置できない場合もあります。

販売目的の住宅や土地の形状等の条件により設置できない場合もあります。

内容	担当
浄化槽分担金、融資あっせん制度、浄化槽使用料	上下水道局 お客さまセンター
大字龍間等一部山麓・山間部での戸別合併浄化槽施設の設置相談、市設置浄化槽の維持管理	上下水道局 下水道施設課

◆水洗化工事

公共下水道が使用可能な地域（供用開始済み区域）で、まだ汲み取り式のお宅は、できるだけ早急にトイレを水洗化し、宅地内から出る全ての排水※を公共汚水ますに流し込む工事を行ってください。また、浄化槽をお使いの場合は、浄化槽を取り壊して排水※を直接、公共汚水ますに流し込む工事を行ってください。

※トイレからの汚水、雑排水（台所や浴室、洗濯機、洗面台などからの排水）、雨水（雨どいの水など）を含む。分流区域については、雨水を除く。

◆助成金制度

下水道の供用開始から3年以内に排水設備工事をされた人が対象になります。交付には要件があります。

◆融資あっせん制度

水洗便所改造資金のあっせん融資制度があります。下水道が供用開始されていれば、受けることができます。あっせんには要件があります。詳しくはお客さまセンターへご連絡ください。

◆下水道管が詰まった場合

ご家庭や事業所などの敷地内の管が詰まった場合は、大東市に登録されている大東市排水設備指定工事店へご連絡ください。また、公共汚水ます（大東市のマークの入った鉄のふた）から公共下水道管までの間の管の詰まり（敷地外の管の詰まり）は、下水道施設課へご連絡ください。



排水設備指定工事店

◆家庭からの雑排水・雨水

大東市排水設備指定工事店以外の個人や一般業者が、各家庭や事業所からの汚水や雑排水、雨水などを公共汚水ますに接続すると、条例に違反する場合があります。

環境

🔍 環境室 環境政策グループ ☎870-9621 環境室 環境事業グループ ☎870-9625

◆空き地などの管理は所有者・管理者などの責任で

空き地などに雑草が繁茂すると、害虫発生の原因などになりますので、空き地などの所有者・管理者は適正管理に努めてください。草刈機の無料貸し出しも行っています。

◆はち・衛生害虫でお困りの場合

防護服の貸し出し、駆除業者の紹介などを行っています。

◆公害についての相談

工場・事業場から発生する大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動などでお困りの場合の相談を受け付けします。

墓地

◆飯盛霊園組合

🔍 四條畷市大字下田原448 ☎0743-78-1195 FAX0743-78-1196

▶ 霊園

新規墓所、返還墓所、合葬墓「虹の丘」の申込を受け付けています。

▶ 飯盛斎場（火葬）

自然の光を取り入れ、明るい中にも落ち着いた雰囲気の中で火葬を行う斎場です。

▶ 組合葬儀

飯盛霊園組合が基本料金を定めている葬儀であり、市民が安心して葬儀を行えることを目的にしています。

組合葬儀を利用できる人

喪主（葬儀を行う代表の人）または死亡者の住所が、大東市、守口市、門真市、四條畷市のいずれかにあること。

組合葬儀基本料金

標準葬…23万千円

略式葬…14万3千円

◆公害防止関係についての届け出

法律や条例で定められた施設（機械）を設置するときや、建設工事をするときは事前に届け出が必要です。

◆専用水道、簡易専用水道

専用水道、簡易専用水道に関する申請や届け出を受け付けします。

◆屋外広告物

屋外に広告物を掲出するときは、原則として市長の許可が必要です。

◆環境美化運動

毎年、自治会などの協力で、河川、広場、道路など共用施設の清掃、除草などの美化運動を推進しています。

だいとう電子図書館

🔍 中央図書館 ☎072-873-3523
西部図書館 ☎072-873-1451
東部図書館 ☎072-812-6768

電子図書館は、インターネットに接続したパソコンやタブレット端末、スマートフォンを使って、図書館に来館しなくても電子書籍の貸出・返却・予約ができるインターネット上の図書館です。

※図書館の全ての蔵書が読めるものではありません。

対象者 市内在住・在勤・在学の方で、市立図書館の「貸出利用券」とパスワードを持っている人
※「貸出利用券」の発行については図書館ホームページを確認、もしくは電話にて問い合わせ

貸出点数 1人3点まで

貸出期間 14日間

予約点数 3点まで

貸出延長 1回のみ14日間 ※次の予約者がいない場合のみ



暮らし



暮らし

消費生活相談

② 消費生活センター ☎870-0492

◆消費生活相談の受け付け

(相談時間:開庁日の午前9時~正午、午後0時45分~5時)

消費者と事業者間に生じた商品・サービスや契約に関するトラブルなどの相談に対して、消費生活相談員が公正な立場で、解決に向けた助言などを行っています。

◆出前講座の実施

最近の詐欺や悪質商法に関する手口、被害に遭わないための対策などを分かりやすくお知らせします。自治会、学校、各種団体などでお気軽にご利用ください。

交通災害共済・火災共済

② (交通災害共済)市民政策課 ☎870-4010
(火災共済)危機管理室 ☎889-1511

共済事業は、市民が会費を出し合って会員となり、交通事故や火災に遭ったときに見舞金を送って、お互いに助け合う大東市が運営する市の事業です。

会 費

- 交通災害共済:1人500円(生活保護受給者は200円)
- 火災共済:1口500円(2口まで加入可。単身世帯は1口のみ)

申込方法

- ①自治会に加入申込書と会費を申し込み用封筒に入れて申し込む(自治会での受け付けは年度開始前の事前受け付けのみ)
- ②金融機関(郵便局を除く)に加入申込書と会費を添えて申し込む
- ③大東市電子申請システムで申し込む



交通共済ホームページ



火災共済ホームページ

※年間を通じて申し込みできますが、年度開始後の加入の場合は加入の翌日から3月31日までが有効期間になります

申込用紙

担当課窓口、市内の各金融機関窓口(郵便局を除く)に1月中旬から備えつけています。また、自治会を通じて各家庭に配布します。

▶ 交通災害共済見舞金の支給額

等級	傷害の程度	支給額
1等級	死亡の場合	1,400,000円
2等級	実治療150日以上の場合	250,000円
3等級	実治療90日以上150日未満の場合	150,000円
4等級	実治療30日以上90日未満の場合	70,000円
5等級	実治療30日未満の場合	30,000円

▶ 火災共済見舞金の支給額

	被害の程度	支給額(1口当たり)
見舞金	全焼・全壊	1,200,000円
	半焼・半壊	600,000円
	部分焼・部分壊・水損・破損	250,000円
	その他	30,000円
死亡弔慰金(死亡1人につき)		(口数に関係なく)600,000円

手話コラム



表情



両手の5指を顔の前に上下におき、両手を外から内へ左右2回ぐらい動かす。

表情豊かに思いを伝える...



聞こえない人(ろう者)は、とても表情豊かに会話をします。喜怒哀楽の感情表現の他、口の形、目の動き、眉の上げ下げ、うなずきなどで、同じ手話を表してもニュアンスが変わるので、相手の目や表情を見て話を聞くことが大切です。また、話す時も無表情でなく、内容によって表情を変えたり、うなずきながら話をきいたりすると円滑なコミュニケーションができます。

※このイラストは右利きの表現です。左右どちらで表現しても構いません。